

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	25		
<b>教育民生常任委員会記録</b>				
日時	令和元年12月17日(火)	開会 閉会	午前 9時55分 午前 11時46分	会場 第1委員会室
出席者	委員長 土居 信一 委員 佐々木 學 委員 大崎 稔 委員 宮田 志野	副委員長 西山 慶 委員 西村 泰一 委員 柿谷 悟 委員 森田 收三		
市側出席者	副市長(横畠 浩治) 学校教育課長(北川 洋子) 海洋スポーツパーク構想推進監(高橋 孝典) 福祉事務所長(井上 幸一) 健康推進課長(森光 澄夫) 市民課長(馬場 砂織) 【事務局】局長:小野 昌司	教育長(細木 忠憲) 生涯学習課長(西田 功) 子ども・子育て支援課長(中山 明) 長寿介護課長(吉本加津代) 環境保全課長(嶋崎 貴寿) 総務課長(梅原健一郎) 主監 濱田 尚己		
欠席者		記録者	濱田 尚己	
<b>議 題</b>				
(1) 市議案について				
市議案第45号 須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について				
<b>原案可決</b>				
市議案第46号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について				
<b>原案可決</b>				
市議案第51号 令和元年度須崎市一般会計補正予算(第4号)について				
<b>原案可決</b>				
市議案第53号 令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算(第1号)について				
<b>原案可決</b>				
市議案第54号 令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について				
<b>原案可決</b>				

市議案第55号 令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

**原案可決**

市議案第57号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

**原案可決**

(2) 陳情について

陳情第13号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書

**採 択**

陳情第14号 すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書

**採 択**

(3) その他について

教育民生委員会記録《令和元年12月17日》

○午前 9時56分 開会

\*~~~~~\*

○土居委員長＝ただいまより教育民生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いをいたします。

これより議事に入ります。

今議会、教育民生委員会に付託されました議案の審査を行います。

---

市議案第45号 須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○土居委員長＝市議案第45号須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝市議案第45号須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書3ページから4ページでございます。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令一部改正に伴い、須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、議決をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、まず、償還金の支払猶予の規定につきましては、新設されたもので、災害等やむを得ない理由により、支払期日に支払うことが困難になったと認められるときは支払いを猶予することができるというものです。

続いて、償還免除の規定につきましては、申請できるものの要件に破産手続、または、再生手続の開始決定を受けたものを追加するというものであります。

報告等の規定につきましては、新設されたもので、支払いを猶予し、免除するかの判断をするため、資産状況について本人及び保証人に報告を求め、官公庁に資料の提供を求めることができるというものです。

次の一時償還及び違約金の規定については、変更はございません。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

す。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝今説明を受けましたけど、支払いの猶予の期間についての規定、ケースバイケースだと思いますけど、それは明確には定められていないんですか。

○土居委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝猶予の期間はまだ明確には定められておりません。

○土居委員長＝西村さん。

○西村委員＝それはどういうふうな判断によりますか。

○土居委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝猶予というのは災害等とかいうやむを得ない事情により生じたときにそういうことが考慮されるということでもあります。

○土居委員長＝西村さん。

○西村委員＝自分が今お聞きしゅうのは期間をどういうふうにして決定するかというようなことであって、5年も10年もというわけではないと思いますので、その辺の判断は誰がどのように、ケースバイケースであろうと思いますけど、その辺ちょっと期間についてお伺いをします。

○土居委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○土居委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝先ほど御質問されました、支払いの猶予の期間についてはまだ明確に定められておりません。須崎市長のほうで後には決定をして、猶予することの期間をまた今後は決めていくものと思われま。

○土居委員長＝ほかに御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第46号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 土居委員長＝続きまして、市議案第46号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

- 中山子ども・子育て支援課長＝それでは、市議案第46号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページから13ページでございます。

消費税率の引き上げによる財源を活用し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るといふ、少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化が国の施策として令和元年10月1日から施行されました。

このことに伴いまして、法令等が一部改正されたため、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

これにつきましては、6ページになります、6ページの下から5行目をお願いいたします。

第3条第1項の改正で、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容を加えることによりまして、今回の改正の基本理念をうたっております。

条例の改正につきましては、本来法の施行と合わせて行うものですが、内閣府令第8号で、条例整備の猶予に関する経過措置期間として施行から1年以内に改正を行えばよいとしておりまして、改正条例が施行されるまでの間は改正後の基準府令に定める基準が当該市町村の条例で定める基準とみなすとされておりまして、今回この12月定例会に提案させていただくものでございます。

なお、無償化につきましては、10月1日から施行されておりまして、その業務を行う上で必要な取り決めについては既に規則及び訓令等で整備をして対応しております。

今回の条例改正の主な内容としましては3点ございます。

1点目でございますが、満3歳以上の教育・保育給付認定子ども及び市町村民税非課税世帯の満3歳未満の保育認定子どもに係る教育・保育給付の利用者負担額を

無償とすることとしました。このことにつきましては、議案書の7ページにあります、上から9行目でございます。第14条第1項の改正でございますが、この中で満3歳未満の保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限って、利用者負担額について市が定める額の支払いを受けるものとするによりまして、3歳、4歳、5歳の子どもを除外するという形で無償とする旨を明記しております。

2点目としましては、今回の無償化から対象外とされました副食費、おかげでございますが、これにつきましては、満3歳以上の教育・保育認定子どものうち、低所得者世帯と3子以降の子どもにつきましては免除されることとなりました。このことにつきましても、同様に先ほどの14条の改正の中でございますが、7ページ下から5行目になります、免除対象につきましては、ア、そして、次のページのイの規定の中でそれぞれ(ア)、(イ)、規定されたものに対しまして徴収を除外するという形で規定をされております。7ページのアにつきましては、(ア)で同一世帯の市町村住民税所得割合算額が教育認定につきましては次のページ、8ページ上になりますが、7万7,101円、(イ)の保育認定につきましては5万7,700円。また、同じく要保護者等につきましては7万7,101円としまして、この金額未満の対象者につきましては無償としております。

また、8ページの上から6行目になります、イの規定でございますが、3子目以降の副食費の免除ということでございまして、(ア)では、教育認定につきましては、負担額算定基準子ども、または、小学第3学年終了前の子どもが同一世帯に3人以上いる場合、3人目以降の子どもさんについては副食費を免除する旨を規定しております。

また、(イ)につきましては、保育認定でございまして、こちらのほうは負担額算定基準子どもの3人目以降の子どもさんについて免除する旨を規定しております。

なお、須崎市では、副食費につきましては保護者の負担を軽減するため、免除にならない場合にありましても、独自の補助要綱を制定しまして、無償としております。

3点目としましては、第2条で新たな用語を規定しますとともに、法改正に伴う用語の整理としまして、条例全般にわたりまして支給を教育・保育給付に改めるなどの改正を行っております。

そして、附則でこの条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○土居委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西村さん。

○西村委員＝今説明をいただきましたが、第3子、3歳以上の副食費の無料の規定について、条項をならべて説明いただきましたので、確認の意味で質問させていただ

きます。

小学3年生未満、例えば年が中学生のお兄ちゃん、年が離れた第3子ができたという場合は、これはその対象にならないということで認識しとってよろしいですか。

○土居委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝この対象の方は、この方が基準になりまして、教育認定につきましては小学校3年以下の方で3子以降、そして、保育認定につきましては保育園に在園しちゅう方の中で第3子目以降になりますので、その方が基準です。

○土居委員長＝ほかに質問はございませんか。

森田さん。

○森田委員＝この一部改正によって、対象世帯、人員がどうなるのか、人員。

○土居委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝人員というお話をいただきました。これにつきましては、今正確な数字を持ってございませんが、実際に須崎市のほうでは副食費は全てのお子さんを補助する形になっていきますので、皆さん対象になりますので、細かい人員というのは数字を持っておりません。

○土居委員長＝ほかに質問はございませんか。

子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝済みません、一つ説明が抜かっていたいました。追加で説明させていただきます。

今回、条例改正に伴いまして、6ページの前段にございますが、題名のほうも改正させていただいております。これにつきましては、特定子ども・子育て支援施設等という言葉を追加させていただいております。これにつきましては認可外保育等とか、あるいは、一時預かり等につきましても無償化になるということで、この部分を実際には私どもの条例のほうは、規定はございませんが、訓令等で規定する必要がございましたので、この旨のためここで規定させていただきました。

以上でございます。

○土居委員長＝よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ほかに質問はないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第51号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について

- 土居委員長＝続きまして、市議案第51号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長から順次お願いします。

- 井上福祉事務所長＝市議案第51号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉事務所が所管いたします分について御説明いたします。

別冊補正予算書の18ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費のうち、社会福祉協議会運営補助金として60万円を補正しております。これはあったかふれあいセンター新町のまちなかサロンのトイレ等の改修工事でございます。また、あったかふれあいセンター事業費の70万円につきましては、浦ノ内地区自主組織の人件費及び運営補助費を補正するものでございまして委託料であります。

第2目障害福祉費で200万円の補正をしております。これは重度心身障害児者の医療費の自己負担分を助成するものでありますが、対象者が当初の見込みより15人程度ふえたことにより補正するものです。

次に、第3目障害者自立支援給付費で1,270万円の補正をしております。内容としましては、補装具給付費の70万円、障害者自立支援医療給付費の500万円でございますが、いずれも申請件数が当初の見込みよりふえていることによるものでございます。障害児給付費700万円は児童発達支援、放課後等デイサービス等の給付費でございますが、事業所が1カ所ふえたことに伴い、利用者がふえたことにより補正するものでございます。

次に、第4目障害者地域生活支援事業費で90万円の補正をしております。これは日常生活用具の給付を行うもので、ほとんどがストマ装具でございますが、申請件数がふえていることにより補正するものであります。

次に、20ページの第3款民生費、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費で63万8,000円の補正をしておりますが、これは生活保護の制度改正に対応するシステム改修費であります。

次に、第2目扶助費で2,000万円の補正をしておりますが、生活扶助費、医療扶助費などの不足が見込まれることにより、補正するものであります。

以上でございます。

- 土居委員長＝市民課長。

- 馬場市民課長＝別冊補正予算書の18ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費のうち、32万9,0

00円の増額は国民健康保険特別会計繰出金で職員人件費の更正でございます。

続きまして、19ページ、第5目老人福祉費482万9,000円は後期高齢者医療事業費の更正でございます。内訳は、高知県後期高齢者医療広域連合負担金は1万9,000円減少いたしますが、後期高齢者医療療養給付費負担金が466万4,000円及び人件費更正に係る後期高齢者医療特別会計繰出金が18万4,000円増加したことによる増額補正でございます。

よろしく願いいたします。

○土居委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課所管の予算につきまして御説明いたします。よろしく願いいたします。

別冊補正予算書19ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第8目介護保険推進事業費につきましては、介護保険特別会計繰出金として、人事異動等による職員人件費更正により781万9,000円を減額補正するものでございます。

第9目指定介護予防支援事業費13万円につきましては、包括支援センターに係る委託料で、指定介護予防支援事業費更正でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○土居委員長＝健康推進課長。

○森光健康推進課長＝続きまして、健康推進課分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書の20ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目医療対策費11万6,000円の補正につきましては、医療機関等災害対策強化事業費といたしまして、災害時に医療救護所で使用するトリアージタグの購入に係る補正で1,000枚の購入予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○土居委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝それでは、環境保全課分を御説明いたします。

補正予算書21ページでございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費255万3,000円の補正でございますが、まず、臨時職員の共済費7万4,000円と雇用賃金7万6,000円につきましては臨時職員に係る人件費の更正でございます。

それから、修繕料240万3,000円につきましては、クリーンセンター横浪の浸出水調整槽の修繕が86万9,000円、リサイクルプラザのプラスチック減容機の修繕が60万5,000円、ペットボトル減容機の修繕が92万9,000円でございます。

次に、第3目し尿処理費7,000円の補正につきましては、台風等の大雨によ

るくみとりが生じたことに伴うし尿中間槽維持費の更正でございます。

以上です。

○土居委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝それでは、子ども・子育て支援課所管分につきまして御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、職員の人件費補正額200万円の減額更正を除きました子ども・子育て支援課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、児童福祉総務費更正108万6,000円でございますが、この10月からの保育の無償化に伴います臨時職員等共済費として11万7,000円、雇用賃金としまして76万9,000円となっております、この経費につきましては国の補助金で全額賄われることになっております。図書購入費20万円につきましては、株式会社須崎青果様からの御寄附によるものでございまして、市内各保育園への絵本等の図書の購入を計画しております。

次に、児童扶養手当事業費更正1,350万円につきましては、手当を年の4月、8月、12月の年3回に分けて支給してございましたが、法の改正によりまして、この11月から奇数月の年6回ということで支給になりました。このため今まででしたら年度明けの4月に支給をしてございました分、12月、1月、2月分を年度内に支給することになったため更正させていただくものでございます。

次に、母子生活支援施設保育事業費198万円につきましては、母子生活支援施設におきまして、DV被害等の状況にあります母と児童を施設保護しまして、自立を支援するものでございまして、この分に該当がございましたので予算措置をするものでございます。

次に、子ども・子育て支援法によりまして、地域型給付事業費更正500万円につきましては、当初見込みよりも給付費が増加したための補正でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

第2目児童措置費でございます。

今回の児童措置費、総額としましては3,486万4,000円の減額補正となっております。要因としましては、児童運営委託料7,020万円を減額補正しておりますが、保育協会補助金としまして3,533万6,000円を増額補正しておりますので、トータルとしまして3,486万4,000円の減額補正となっております。

児童運営委託料は保育に係る費用としまして、民間保育園を運営する須崎市保育協会に委託料として支出しております。児童運営委託料7,020万円の減額補正の主な要因につきましては、当初見込んでおりました児童数が減ったこと、また、

当初は有資格保育士配置によります国からの委託費を見込んで予算計上しておりましたが、保育士の確保が厳しい中、予定しておりました有資格保育士の配置が十分にできなく、国からの委託料が減少したことなどによるものでございます。

これに伴いまして、保育協会の保育園運営費のうち、人件費に充てることのできる経費の限度額、いわゆる人件費限度額が大きく減少しましたことによりまして、その不足分であります人件費不足分等としまして本部運営費も含めまして保育協会に補助金としまして3,533万6,000円を補正計上するものでございます。

次に、第3目保育園費についてでございます。

公立保育園耐震事業費370万円の補正につきましては、吾桑保育園の耐震補強工事に係る設計委託料でございまして、継続運営の決定によりまして、耐震対策を図るものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、第3目学校建設費、多ノ郷小学校駐車場整備事業費で更正700万円につきましては、多ノ郷小学校向かいに新設をしております、おひさま保育園の建設とあわせまして、整備をしております駐車場につきまして工事の増額に伴った補正でございます。主な変更点につきましては駐車場の一部を碎石舗装としておりましたが、この分を利便性を考えてアスファルト舗装にしたことやフェンスの増設によるものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

第10款教育費、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費、放課後児童クラブ推進事業費133万7,000円の補正でございます。放課後児童クラブ推進事業委託料の増額でございまして、同推進事業の令和元年度の基準額の引き上げによります補正でございます。運営費や各種加算の基準額等の増によるものとあわせまして、開設時間延長のための修正によるものでございます。

それでは、済みません、戻りまして、予算書の6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正についてでございます。

これは、浦ノ内保育園と上分保育園、また、新園でありますおひさま保育園の登園、降園に係る令和2年度におけます通園バスの運行についてでありまして、年度開始前に契約が必要なことから、浦ノ内保育園分479万1,000円、上分保育園分369万1,000円、おひさま保育園分356万4,000円を限度額に議決日から令和2年度まで債務負担をしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○土居委員長＝学校教育課長。

○北川学校教育課長＝学校教育課分について御説明いたします。

補正予算書の26ページをお開きください。

まず、小学校費でございます。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費721万3,000円の増額補正でございます。

説明欄のうち人件費を除く679万円につきましては、給食調理用消耗品費不足分として15万円、電気料、水道料は決算見込みによりそれぞれ400万円と60万円、学校修繕料等は多ノ郷小学校給食棟の擁壁修理など175万円、備品購入費は給食用シンク買いかえのため29万円を計上しております。

第2目教育振興費の90万円の増額は、寄附を財源とする図書の購入費でございます。

次に、中学校費に移ります。

第3款中学校費、第1目学校管理費は、161万1,000円のうち、人件費を除く中学校管理費更正として118万7,000円を増額しております。内訳としましては電気料を決算見込みで40万円計上、続く修繕料70万5,000円、階段昇降機操作講習料3万3,000円、階段昇降機移設手数料7,000円を計上しております。これは現在中学1年生で肢体不自由のため車椅子を利用している生徒が体の成長に伴い、階段の昇降を人の手を介助して行うことが危険な状況になったことから、小学校にある階段昇降機を使用することとなりました。このため、昇降機の移動手数料とこの昇降機の修理代、操作をする先生方への講習料を計上したものです。この修繕料には学校の営繕も一部含まれております。

次に、駐車場整備手数料4万2,000円は、須崎中学校の脱出シューター入り口に駐車禁止を明確にする整備を行うものでございます。

第2目教育振興費に移ります。

201万7,000円の増額です。内訳は寄附金を財源とする図書の購入に90万円、児童生徒心の居場所づくり推進事業費14万8,000円は教育支援センターのパソコンソフトのサポートが切れるため、新たに購入するものでございます。

特別支援教育支援員配置事業96万9,000円は、転校してきた病気の生徒の支援が必要であることから、当該生徒に支援員を配置するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正では、新年度におけるスクールバス運行業務委託の諸準備のため、議決日から令和2年度までの間、池ノ浦便で204万円、明德便で300万円、浦ノ内中学校下校便で96万円を限度額として債務負担を行うものでございます。

学校教育課関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○土居委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝生涯学習課分について説明させていただきます。

補正予算書の27ページでございます。

第10款教育費、第4項社会教育費、第2目公民館費のうち、公民館費更正とし

て69万9,000円は吾桑公民館の消防用設備等の改修業務の委託料及び各公民館などの防火対象物点検報告業務の委託料として合わせて52万7,000円、公民館営繕工事費は南公民館の街灯の改修工事費で17万2,000円でございます。また、須崎公民館移転整備事業費785万3,000円はピアノの移設費として備品移設手数料5万3,000円、会議用の机、椅子、窓のブラインドなど、新たに必要な備品購入費として780万円を計上しております。

第5目文化会館運営費更正485万2,000円は、文化会館指定管理委託料の更正で457万円、消防用設備等の改修業務の委託料28万2,000円でございます。

続きます、28ページです。

第5目保健体育費、第1目保健体育総務費のうち、保健体育総務費の更正60万円は市民体育館のカーテン整備のため、備品購入費として計上しております。海洋スポーツパーク構想推進事業基金積立金は高知県の昨年度の負担分が県の要綱改定により増額となりまして、35万8,000円を増額して基金に積み立てをいたします。

以上でございます。

○土居委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝済みません、債務負担行為で新設のこども保育園、おひさま保育園への運営業務委託が出ておりましたので、関連になりますが、南地区からおひさま保育園ですけど、ルートのことは、例えば、島から行くとか、野見回り、勢井回りでいくとか、その辺、決まりましたでしょうか。

○土居委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝回るルートにつきましては今、一つの案を提案しまして、こちらのほうから投げかけております。今の予定では、まず、南地区になりますが、南地区でまず漁業施設、かがやきを出発しまして、後は大谷のほうも幾つか回りまして、最終的には須賀神社のほうも行く形で検討しまして、今のところ5カ所ほどを転々と停車しまして、それでそのまま通園というような予定にしています。

以上です。

○土居委員長＝ほかに質問はございませんか。

宮田さん。

○宮田委員＝生涯学習課長にお尋ねいたします。

28ページの保健体育総務費ですけども、体育館のカーテンの計上をしてくださっていますが、ずっとお願いしていて、ついに実現したという感じですが、ありが

たいと思いますが、当初100万円かかると言われていたと思うんですけども、60万円で済むのでしょうか。

○土居委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝市民体育館のカーテンにつきましては、須崎地区の懇談会等でもお話をいただいております、布代だけでも買っていただいたらというお話もありましたので、その分、減額しての予算計上となっております。

○土居委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝布代だけの計上なんですか。取りつけるまでできるんですよね、60万円で。

○土居委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝地元の利用クラブの方たちが自分たちで布を買ってもらったら自分たちで裁断して何とかするというお話でございましたので、その分で計上いたしております。

○土居委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝そうしたら、実際に縫ってもらうとか、そういうお話にはなっているのでしょうか。

○土居委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝予算計上が認められましたら今後、お話をさせていただきます。

○土居委員長＝よろしいですか。

暫時の間、休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時42分 再開

○土居委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

西田生涯学習課長より補足の説明を求めます。

○西田生涯学習課長＝市民体育館のカーテン整備につきましては、60万円という予算の計上でございます。これでは完全に1、2階合わせての補修がちょっと難しいとは考えておりますが、市民の皆様の協力もいただけるというお話もございましたので一部だけになるのか、協力をいただいて全部できるのか、今後皆様方と話し合いをしながらやらせていただきます。

○土居委員長＝そのほか質問はございませんか。

佐々木さん

○佐々木委員＝済みません、18ページの社会福祉費、第3目の障害者自立支援医療給付費、この500万円と700万円の部分、これは事例を踏まえてもうちょっと詳しく説明してください。

○土居委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝障害者自立支援医療給付費と障害児給付費についての事例の説明ということでございますが、障害者自立支援医療給付費につきましては、障害を軽減したり、機能を回復させたりする育成、更生医療費の助成費でございます。

それから、障害児給付費の700万円ということでございますが、これは放課後等デイサービスの給付費で、事業所、コンパスという事業所があるのですが、そこが1カ所ふえたことによって利用者がふえたということで補正するものであります。以上です。

○土居委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝その事業所に対する補助というのは、補助内容はどのようになっていますか。

○土居委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝補助内容につきましては事業所で利用者がいるんですが、その利用者に対する補助ということでございます。

○土居委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝次、19ページの児童福祉総務費、この母子生活支援施設保護事業費、これについて内容をちょっと詳しく説明を。

○土居委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝事案については個人情報でございますので、詳しくは説明できません。そういったDVとかの事案がありまして、その方が生活できないということで、その方、子どもさんの安全を確保するために施設を利用させていただいたという形になっています。

以上でございます。

○土居委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝ページ20の児童措置費のところ、3,500万程度の減額補正、その内容について右端で説明が一定されましたが、この辺のところ、子ども・子育て支援課、行政と保育協会、それぞれ事業内容の責任と制限があると思いますが、そういった中で、こういった金額の中、減額について説明がありましたが、保育の運営費のところは保育協会に委託するという形で、これは増額になっているかね。そういった中で、この2、3回の一般質問の中でも出てきました、いわゆる保育士の質の確保、まず人員の確保ですね。それと、児童数は全体的に減少していますが、幼児教育の無償化によって、また、須崎市の第2子以降の無料化によって0歳児から2歳児への保育のニーズが増加している。そういった中で、まさに0歳児から2歳児に充当する、充当といったらおかしいけど、配置するですか、保育士さんがちょっとどうしてもそのニーズに対応できていない。そういった中で、認識としては保育士さんの確保に関しては保育協会が一定順次募集も図って、しっかり対応して

いこうとしていますが、十分な確保はなされていない状況があるわけなのね。それで、子どもさんの募集等は子ども・子育て支援課がやっておると思いますが、そういった全体の業務の中で、現時点でこれだけの減額補正をしたことと、今話した要因の因果関係的なことをちょっと詳しいことはあれですけど、課長の思いで説明できる範囲で構いませんので、ちょっと説明していただけたらと思うんですが。

○土居委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝今の質問はまさしく先ほど私が答弁したとおりのお答えですので、それ以上のお答えはございませんので、了解いただきたいと思えます。

○土居委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝そのところをもう少し内容がいまいちこちらのほうで理解ができてなかったんです。それで、もう少し補足説明というか、そういったところでちょっと説明していただけたらなと思うんですが。

○土居委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝補足ではございませんで、再度お答えをします。

児童運営費の7,020万円につきましては、減額補正は先ほど申しましたとおり、当初見込んでいました園児数が減ったわけで、まずこれが一つの要因でございます。また、あわせまして先ほど申しました、各年齢におけます保育士の配置、これが保育士確保が厳しい中で配置できなかった。これに対しまして国からの委託料が減少したものでございます。これが最も大きな原因でございます。これとあわせまして、保育協会の運営費の支出、実際にその人件費に充てる分が限度額がありまして、その分が大きく減少しまして、その不足分に対しましていわゆる補助金とか、充ててまいります。全体を通じて、トータルとしましてこの額の減額補正というのがあったということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○土居委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝それで、一つには国の児童措置費が減少したということも一つの大きな要因であって、ただ、減少したけれどもいわゆる保育協会の運営費、まさに保育士等の人件費的なものに関しては須崎市からの独自の補正というか、充当、これがここの原因であるという理解でいいわけですか。

○土居委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝おっしゃるとおりでございます。

○土居委員長＝よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第53号 令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第1号）  
について

○土居委員長＝続きまして、市議案第53号令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○北川学校教育課長＝市議案第53号令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書の48ページ、別冊補正予算書の32ページをごらんください。

初めに、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度須崎市スクールバス特別会計予算の名称を令和元年度須崎市スクールバス特別会計予算とし、元号による年表示についても令和に読みかえることとしております。

次に、第1条で、債務負担行為について定めるものでございます。

33ページの第1表をごらんください。

令和元年度【発言訂正あり・訂正内容26ページ参照】のスクールバス運行業務委託について、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、諸調整を行う必要がございましたことから、スクールバス運行業務委託について議決日から令和2年度までの期間、700万円を限度として債務負担行為を行うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○土居委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第54号 令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

○土居委員長＝続きまして、市議案第54号令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○馬場市民課長＝市議案第54号令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案書49ページ、別冊補正予算書34ページでございます。

初めに、元号を改める政令の施行に伴いまして、平成31年度須崎市国民健康保険特別会計予算の名称を令和元年度須崎市国民健康保険特別会計予算に改め、元号による年表示につきましても令和と読みかえるものとしてしております。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ174万4,000円を追加し、総額をそれぞれ31億2,349万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

35ページでございます。

第1款総務費、第1項総務管理費174万4,000円の増額のうち、32万9,000円は人件費の更正でございます。残り141万5,000円はシステム改修委託料の増額補正でありまして、改修の内容としましては、国保連合会との外国人被保険者在留資格等の連携項目追加に係る改修に22万4,000円及びオンライン資格確認システムの導入に伴う改修に119万5,000円となっております。

オンライン資格確認とは、本年5月に健康保険法の一部が改正され、令和3年3月から個人番号カードを活用し、医療機関がオンラインで患者さんの被保険者資格の確認ができるようになるものです。それぞれに充当する財源といたしまして、歳入は第4款繰入金、第1項他会計繰入金を32万9,000円増額、第7款国庫支出金、第2項国庫補助金の141万5,000円計上するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○土居委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第55号 令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
について

○土居委員長＝続きまして、市議案第55号令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○馬場市民課長＝市議案第55号令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたします。

議案書50ページ、別冊補正予算書40ページをごらんください。

初めに、元号を改める政令の施行に伴いまして、平成31年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算の名称を令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算に改め、元号による年表示につきましても令和と読みかえるものといたしております。

今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万4,000円を追加し、総額をそれぞれ3億8,195万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

41ページでございます。

第1款総務費、第1項総務管理費18万4,000円を増額補正でございます。

補正の内容につきましても、職員人件費の更正であります。これに充当する財源といたしまして、歳入は第3款繰入金、第1項一般会計繰入金の18万4,000円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○土居委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第57号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○土居委員長＝続きまして、市議案第57号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第57号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

議案書52ページ及び別冊補正予算書の52ページからでございます。

別冊補正予算書の52ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ683万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,333万9,000円としようとするものでございます。

それでは、57ページ、歳出より御説明をいたします。

第1款総務費につきましましては、850万円の減額補正としております。その内訳といたしましては、第1項総務管理費550万円の減額、第3項介護認定審査会費300万円の減額補正はそれぞれ職員の異動等に伴う人件費の更正によるものでございます。

続きまして、第3款地域支援事業費につきましましては166万2,000円の増額補正といたしております。その内訳といたしましては、第2項一般介護予防事業費32万円の増額は職員人件費の更正、第3項包括的支援事業・任意事業費134万2,000円の増額は包括支援センター総務費の更正によるものでございます。

続きまして、55ページ、歳入につきましましては、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金59万7,000円の増額につきましましては、地域支援事業交付金でございます。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、地域支援事業支援交付金8万6,000円を増額、第5款県支出金、第2項県補助金29万8,000円の増額補正が地域支援事業交付金でございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましましては、地域支援事業繰入金での増額のほか、異動等に伴う職員給与費等繰入金更正減によりまして781万9,000円の減額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○土居委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開

---

陳情第13号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め  
る意見書採択を求める陳情書

○土居委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、陳情の審査に入ります。

既に陳情の文書表等をお配りいたしておりますので、陳情書の朗読は省略いたします。

陳情第13号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め  
る意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いします。

宮田さん。

○宮田委員＝この陳情の内容につきましては、私も一般質問で質問させていただきました。本当に今加齢性の難聴の方がふえられて、私の周りでもたくさんいらっしゃいます。その方たちは本当に会議に出るのがおっくうになったりとか、講演会などに積極的に参加されていた方も何を話しているかわからんというて、本当に家から出なくなった方、たくさん見受けられますので、やはり国にこういう制度を求めていくことは大切だと思いますので採択すべきだと思います。

以上です。

○土居委員長＝その他御意見はございませんか。

柿谷さん。

○柿谷委員＝この陳情のように耳の聞こえが悪くなることから認知症になることが本当に顕著にあらわれています。多くの高齢者の方々とつき合いがあるんですけども、本当に耳が聞こえないことからどんどん認知が進んでいく傾向が確かに身近にたくさんありますので、こういう声は上げ続けていかないといけないと思います。ぜひこれを採択したいと思います。

○土居委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、陳情第13号を採決をいたします。

本陳情を、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

なお、意見書議案の提出について、委員長が提出者、委員が賛成者となって提出すること及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。

よって、そのようにさせていただきます。

---

陳情第14号 すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書

○土居委員長＝続きまして、陳情第14号すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いします。

宮田さん。

○宮田委員＝このすべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書ですけども、消費税導入によって子どもの幼児教育・保育の無償化を実現したという宣伝がされていますが、実際のところ、3歳未満の児童に対しての、幼児・乳児に対しての支援は所得制限があったりだとか、完全にはなっていない状況で、しかも副食費においては何の補償もないということですので、市からの持ち出し、各自治体の努力によって無償化になっているような状態になりますので、これは国に本当に完全に無償化にしてもらい、子育て支援を進めるためにやはりこういう意見書をあげていくことが大切だと思いますので、私は採択すべきだと思います。

○土居委員長＝ほかに御意見はございませんか。

佐々木さん。

○佐々木委員＝私は反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

このたびの幼児教育・保育の無償化、10%の財源の約2兆円を恒久財源として、全世代型社会保障の中に教育負担の軽減というものを盛り込んだ全世代型社会保障、こういったことを政府の施策として実施し出したということはもう何十年来の大きな転換です。まさに幼児教育・保育教育負担の軽減を社会が、国が支えていくという考え方を国の重要施策にしたということはもう画期的なことなんです。その上で、この厳しい財政運営の中で2兆円をしっかりと充当しながら、そしてなおかつどう充実していくかという取り組みが今始まったところでございます。

その中で、須崎市は第2子以降を、厳しい財政運営の中で一般質問もやりましたが、やりくりしている自治体もあるわけです。そういった中で、国が大きく動き出した、このことはもう画期的なことです。

この趣旨は大変大事なのですが、この1項目から5項目について、確かに副食費の無償化とか、それから、0歳児から2歳児、こういったところを所得制限していますが、やはりいろんな議論がありますので、また、それを実施した後、与党がアンケート調査をしても約9割の方が評価をしております。そういったことで国民の多様なニーズをしっかりと把握しながら改善をさらに進めていく、そういう取り組みが非常に重要でございますので、願意はわかりますが、こういったもう全て国がということについては賛同しかねますので、今の取り組みをさらに改善していくというアプローチ、これが重要ではないかと思っておりますので、私は反対ということで表明をさせていただきたいと思います。

○土居委員長＝ほかに御意見はありませんか。

柿谷さん。

○柿谷委員＝国がこのような施策に取り組んできたことが一步前進で評価できると思いますが、先進国の中で日本は教育費が最低のレベルです。まだまだ十分ではない。

こういう陳情を、意見書をあげ続けていくことは必要であると思っております。ぜひこれは採択をしていきたいと思っております。

○土居委員長＝ほかにありませんか。

採択、不採択の意見がございましたので、陳情第14号を挙手により採決いたします。

本陳情を、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土居委員長＝挙手多数であります。

よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

なお、意見書議案の提出につきましては、委員長が提出者、委員の皆さんが賛成者となって提出すること及び意見書案は委員長に一任させていただくことにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 土居委員長＝御異議なしと認めます。  
よってそのようにさせていただきます。

---

その他 管内視察について

- 土居委員長＝その他についてです。  
例年、1月に開催をしています、管内視察についてを議題といたします。  
まず、管内視察を実施するかどうかについてをお諮りをしたいと思います。  
御意見を頂戴したいと思います。  
西村さん。
- 西村委員＝例年のとおり、実施をすべきものじゃないかなと思います。したほうが  
いいと思います。
- 土居委員長＝では、実施をするということでよろしいでしょうか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 土居委員長＝日程及び内容はどのようにいたしましょうか。  
暫時の間、休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時34分 再開

- 土居委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。  
休憩中に管内視察について、1月28日が皆さんの御都合がいいということで、  
1月28日に決定をしたいと思います。  
なお、視察先について御意見をいただきたいと思います。  
森田さん。
- 森田委員＝そうしたら、浦ノ内のカヌー場のトレーニング施設を以前に一度完成す  
る前には行っていたんですが、今チェコの選手を初め、積極的にトレーニングをし  
ている、そのルームを、また宿泊棟もできておりますので、それを見学のコースに  
入れていただきたいという点と、休憩中に出ておりましたが、福祉施設の見学、そ  
して、新たな保育園も含むそれらのコースで段取りがつけばそれを実施していただ  
きたいと、そのように提案いたします。
- 土居委員長＝ありがとうございました。3カ所、福祉施設については受け入れが可

能であれば入れるということで、カヌー場のトレーニング場と新保育園、それから、障害者施設へ視察に行く予定でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

福祉事務所長

○井上福祉事務所長＝先ほどの28日というのは午前、午後どちらでしょうか。

○土居委員長＝午後です。

西村さん。

○西村委員＝28日3時ぐらいから始められたらいいと思います。そして、まず多ノ郷小学校の児童の登下校の時間がありますので、まず最初におひさま保育園へ行かれたほうがいいんじゃないかと思います。

○土居委員長＝それでは、再度確認をします。

教育民生委員会の管内視察については1月28日、午後3時から、浦ノ内のカヌー場のトレーニング施設、宿泊棟、それから、新しい保育園の建設状況、道路のぐあいとか視察をして、障害者施設の受け入れが可能であれば視察コースに入れて視察をしたいと思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝以上で当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。

西村さん

○西村委員＝管内視察に関してもう一件よろしいでしょうか。

後の懇親会の件ですけど、いかがされますか。

○土居委員長＝皆さん、意見をください。

西村さん

○西村委員＝できたらまたゆたか跡なんかのまた図書館、場所は生涯学習課長のリーダーシップを発揮してやっていただけるといいますので、ひざを突き合わせてやられたらいいんじゃないかなと私は思いますので、その辺ちょっとまた正副委員長で協議していただきたいと思います。

○土居委員長＝正副委員長に一任いただけますか、懇親会の件については。

森田さん。

○森田委員＝やるのであれば、西村委員が教育民生委員会を利用したらということで、28日にダブっている委員もいるので、懇親会を保留という委員会を吸収するためには、ここへ希望者は集まっていただくということを決めとったらいかな。

○土居委員長＝わかりました。この委員会の視察が3時からということもあって、ちょうど2時間程度たてばそういう時間帯になるということもありますので、ほかの委員会にも声をかけて、懇親会をするかせんかの協議をさせていただきます。そういうことでよろしいでしょうか。

学校教育課長。

○北川学校教育課長＝1点、訂正をお願いしたいと思います。

市議案第53号の説明のときに、須崎市スクールバス特別会計の債務負担をお願いしたところですが、それを令和2年度というべきところを元年度と言っていましたので、令和2年度の業務委託についての債務負担をお願いするということで訂正をお願いいたします。

○土居委員長＝ただいま学校教育課長から発言の訂正がございました。これを認めます。

以上で当委員会に付託されました議案については終了したいと思います。

大崎さん。

○大崎委員＝その他の件の中で今議会に付託されていますこの委員会の議案と直接かわりがないので、その他の件で発言をさせていただきたいと思いますが、市長の提案趣旨説明の中にもございました、また、一般質問を通じて、るる議論をされておるところでございますが、図書館建設についてでございます。基本構想、それから、建設構想を策定し、基本計画づくりに移っていくということで、現在議会のほうでも説明を受けているところでございますが、長年の課題、重要課題でございます。そういう中で、十分検討する機会を確保していただくように執行部のほうにぜひそれを念頭に置いて対応していただきたいと思いますので、私の発言に対しての見解を教育長、もしくは、生涯学習課長、答弁を願いたいと思います。

○土居委員長＝教育長。

○細木教育長＝御指摘のとおりでございますが、一般質問の答弁でも御説明させていただきましたけれども、さまざまな機能を持った複合的な施設にしたいというふうな構想を持っておりますので、その具体的な中身につきましては、これからまだ十分協議をしていく必要があるということでございますので、決して時間を切って早急にとということではなく、今後関係者の皆様、並びに市民の皆様にも十分御意見を伺った上で議会にも御説明を申し上げたいというふうに考えておりますので、御説明できます案が整いましたらまた御説明をさせていただきますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

○土居委員長＝ほかにその他はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、これで教育民生委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

\*~~~~~\*

○午前11時46分 閉会